

牛大腸菌性下痢症（K99保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の牛大腸菌性下痢症（K 99 保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.3、3.4.7 及び 3.4.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。